

教材としての遺物の貸し出し事業に係る 出土文化財の貸し出しに関する要項

〔総則〕

1 この要項は島根県埋蔵文化財調査センター（以下「埋文センター」という。）が実施する、遺物貸し出し事業（以下「貸し出し事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

〔目的〕

2 埋文センターが保管、管理を行っている出土文化財を、教材として利用するために学校等へ貸し出し、本物に触れる機会を設けることにより、文化財への理解を深めることを目的とする。

〔貸出の対象とする出土文化財〕

3 埋文センターが保管、管理を行っている出土文化財の内、島根県埋蔵文化財調査センター所長（以下「センター所長」という。）が適当と認める出土文化財で構成された遺物貸し出しセット（以下「セット」とする。）を対象とする。

〔貸出する相手〕

4 セットの貸出は、島根県内に所在する、島根県教育委員会および県内市町教育委員会等が設立した学校教育機関、および社会教育、生涯学習等を目的とする機関であってセンター所長が適当と認める機関を対象とする。

〔申請〕

5 セットの貸出を受けようとする者は、事前に申請書（別紙様式1）をセンター所長に提出しなければならない。

〔貸出の承認〕

6 センター所長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、これを承認することができる。但し、次の各号のいずれかに該当する申請にあたっては、不許可とすることができる。

- (1) 貸し出しを受ける者の施設及び環境が貸し出しに不適切と判断される場合
- (2) 貸出期間が1ヶ月を越える申請
- (3) センター所長が貸出の承認を不適切と認める場合

〔承認書の交付〕

7 貸出の承認は、利用承認書（別紙様式2）を申請者に交付することにより行うものとする。

[取り扱い]

8 センター所長はセットの取り扱いに関し、承認後も指示することができる。また、必要があれば、当該取扱いについて指揮、監督することができる。

[貸出期間]

9 セットの貸出期間は2週間以内を原則とするが、活用の状況により、埋文センターとの協議により延長することができる。ただし、1ヶ月を越えて延長することはできない。

[承認の取り消し]

10 貸出を受けた者が次の各号に該当するときは、貸出の承認を取り消すことができる。

- (1) 貸出に係る出土文化財を毀損したとき
- (2) 貸出に係る出土文化財を目的外の用に供したとき。
- (3) 貸出に係る出土文化財の取り扱いに関する指示等に従わないとき

[セットの貸出および返却方法]

11 貸出および返却は、セットの収蔵場所において、貸出を受ける機関の職員が埋文センター職員の立会及びその指示のもとで行う。

[セットの利用方法]

12 セットの利用方法は、前項の目的に沿った活用方法とする。ただし、出土文化財が毀損及び滅失するような活用方法は行うことができない。

[毀損及び滅失の場合]

13 貸出を受けた者及び利用する者がその責めに帰すべき理由により、出土文化財を毀損または滅失したときは、センター所長の指示に従い、適切な処置を行わなければならない。

[附則]

14 この要項は、平成21年4月1日から施行する。